

令和4年4月26日

教職員 各位

学 長

敷地内全面禁煙の徹底と敷地周辺道路等への
吸い殻の放置禁止について（注意喚起）

改正健康増進法に基づき、望まない受動喫煙の防止を図るため、本学では令和元年7月1日以降敷地内全面禁煙としています。

しかしながら、敷地内及び敷地に隣接する周辺道路での喫煙や、側溝等への吸い殻のポイ捨てが横行しており、学内外から煙や吸い殻放置等の喫煙マナーに関して苦情が絶えず、事務局において定期的に巡回し清掃を行っているところです。

つきましては、下記のことについて改めてご留意いただき、敷地内全面禁煙の徹底についてご協力ををお願いいたします。

なお、学生に対しても別途注意喚起を行いますが、教員のみなさまにおかれましては、所属研究室、所属クラス等を通じて学生にも注意喚起いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 禁煙区域

（1）本学の敷地内全面

（職員宿舎、学生宿舎、国際交流会館、国際学生宿舎、30周年記念学生宿舎、

・ リンテックハウス、インターナショナルロッジ、匠陵クラブの建物内を含む）

・ 敷地内駐車中の車内での喫煙は禁止

（2）本学敷地と隣接する周辺道路や側溝、周辺住民の迷惑となる場所

・ 敷地外であっても周辺住民への迷惑となる場所での喫煙は禁止

・ 車道にはみ出での喫煙は禁止

2. 対象者等

本学の学生、教職員及び学外者で本学の敷地に立ち入る者

3. 注意事項

上記1の禁煙区域以外の喫煙所等においては、吸い殻は携帯灰皿等で必ず喫煙者自身が持ち帰ること

4. 禁煙支援

体育・保健センターでは、禁煙の相談・指導、禁煙補助薬の処方等の支援を行っていますので、是非ご利用ください。

5. その他

・ 受動喫煙対策（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000189195.html>

受動喫煙により健康を損なうおそれが高い子どもや患者、妊婦が主たる利用者である、学校や病院、及び行政機関の庁舎等において、「敷地内禁煙」が義務化されました。

・ 大学公式ホームページ「敷地内全面禁煙実施について」通知

<https://www.nagaokaut.ac.jp/shincyaku/201906/190628.html>